【件名】ACT政府発表:3月11日(木)以降に Greater Brisbane に滞在歴のある人への対応(COVID-19 関連)

【ポイント】

●3月29日(月)、ACT政府は発表を行い、Greater BrisbaneのCity of Brisbane, City of Ipswich, Logan City, Moreton Bay Region 及び Redlands City(以下「ブリス ベン」と記載)を感染多発地域(affected area)に指定し、同地からACTへの入境に際 し、規制を設ける旨発表しました。この規制は、少なくとも4月1日18時まで継続されま す。

【本文】

1 ACT政府の発表の概要は以下のとおりですが、発表の詳細及び原文は下記リンク先 をご確認ください。

<u>https://www.covid19.act.gov.au/news-articles/new-travel-restrictions-for-people-</u> travelling-from-greater-brisbane

2 ACT住民に対する規制

(1)3月15日以降に「ブリスベン」からACTに戻った人は、ただちに自己隔離をし、 少なくとも4月1日18時まで継続しなければなりません。併せて、新型コロナウイルス検 査を受け、ACT保健局に対してオンラインで申告をしなければなりません。なお、検査結 果が陰性であっても、4月1日までの自己隔離が義務付けられておりますが、隔離期間は最 大14日間まで延長される可能性があります。

(2)3月11日(木)から14日(日)の間に「ブリスベン」に滞在歴のある人は、新型 コロナウイルス検査を受け、陰性結果を受け取るまで自己隔離しなければなりません。

(3)現在「ブリスベン」に滞在中の人は、そのまま滞在し、クイーンズランド州政府保健 局の指示に従うことをお勧めします。やむを得ない事情によりACTへ戻ることを希望す る人は、渡航に先立ちオンラインで申告をし、到着後は自己隔離し新型コロナウイルス検査 を受けなければなりません。

※オンライン申告先は現時点で公表されていませんが、下記リンク先に掲載される予定で す。

https://www.covid19.act.gov.au/community/travel/queensland-qld

3 ACT住民以外の人に対する規制

(1)過去14日以内に「ブリスベン」に滞在歴のある人は、ACTへ入境しないでください。やむを得ない事情によりACTへの入境を希望する人は、入境に先立ちオンラインで免除許可を受ける必要があります。

(2)3月15日以降に「ブリスベン」からACTに入境した人は、ただちに自己隔離をし、 少なくとも4月1日18時まで継続しなければなりません。併せて、新型コロナウイルス検 査を受け、ACT保健局に対してオンラインで申告をしなければなりません。なお、検査結 果が陰性であっても、4月1日までの自己隔離が義務付けられておりますが、隔離期間は最 大14日間まで延長される可能性があります。

(3)3月11日(木)から14日(日)の間に「ブリスベン」に滞在歴のある人は、新型 コロナウイルス検査を受け、陰性結果を受け取るまで自己隔離しなければなりません。 ※オンライン申告先は現時点で公表されていませんが、下記リンク先に掲載される予定で す。

https://www.covid19.act.gov.au/community/travel/queensland-qld

4 ブリスベンにおけるロックダウンについては、下記リンク先の在ブリスベン日本総領 事館からの領事メールをご参照ください。

https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/downloads/cvirus29032021.pdf

5 ACT政府は、下記リンク先に、新型コルナウイルスに関する最新の情報を掲載してい ます。上記1のリンク先が変更になる場合もあるようですので、最新情報は下記から確認す るよう心がけてください。

https://www.covid19.act.gov.au/

(メール発信者)

在オーストラリア日本国大使館領事部

電話:02-6273-3244 (代表)

FAX: 02-6273-1848

メール: <u>consular@cb.mofa.go.jp</u>

大使館 HP: <u>https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html</u>

※豪州政府の政策等に関しましては、下記のサイトを参考にしてください。 豪州政府コロナウイルス専用サイト: <u>https://www.australia.gov.au/</u> ACT政府コロナウイルス関連サイト: <u>https://www.covid19.act.gov.au/</u> <u>豪内務省コロナウイルス関連サイト: https://covid19.homeaffairs.gov.au/</u> 豪内務省コロナウイルス関連サイト(日本語): <u>https://covid19inlanguage.homeaffairs.gov.au/ja</u> 豪保健省コロナウイルス関連サイト: <u>https://www.health.gov.au/news/health-</u> <u>alerts/novel-coronavirus-2019-ncov-health-alert</u> ※当館はACT(首都特別地域)を管轄しておりますが、それぞれの州政府の政策等に関 するお問い合わせに関しましては、各総領事館にお問い合わせください。

在シドニー総領事館(NSW州,NT(北部準州)管轄)

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在メルボルン総領事館(VIC州、SA州、TAS州管轄)

https://www.melbourne.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在ブリスベン総領事館(QLD州管轄)

https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在パース総領事館 (WA州管轄)

https://www.perth.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※たびレジに簡易登録をされた方でメールの配信を停止・変更したい方は,以下の URL から 手続きをお願いいたします。

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete